

参加者の有無を確認する公募手続きに係る 参加意思確認書の提出を求める公示

平成19年2月15日

分任支出負担行為担当官近畿地方整備局
京都国道事務所長 丹羽克彦

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務については、公共用地取得等業務のうち公共用地交渉等及びこれに関連する業務を総合的に行うものであり、用地補償業務に関する法令、公共用地の取得に伴う損失補償基準及び近畿地方整備局の各種規則等に係る専門的な知識を有するとともに、用地補償の相手方となる権利者との信頼関係を醸成し業務を円滑に処理できる豊富な経験を有する技術者を有し、かつ権利者所有する土地等の価値、交渉内容等の個人情報が漏洩した場合には公共用地交渉等に大きな影響が出るため厳格な守秘性が担保される必要があることから、(社)近畿建設協会(以下「特定公益法人」という。)を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、特定公益法人以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

下記の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定公益法人と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

なお、応募の結果、応募者がいない場合、応募要件を満たすと認められる者がいない場合、応募者が技術提案書の提出をしない場合、応募者が技術提案書の提出の時に用地補償総合技術業務説明書に記載する技術提案書の提出者に要求される要件を満たしていない場合にあっては、特定公益法人との契約手続きに移行する。

2. 業務概要

(1) 業務名 平成19年度京都国道用地補償総合技術業務

(2) 業務内容

本業務は、京都国道事務所における道路事業に係る公共用地取得等業務のうち、公共用地交渉等及びこれに関連する業務を総合的に行うものである。

本業務の適用仕様書は、用地補償総合技術業務共通仕様書、分任支出負担行為担当官が指定する用地補償総合技術業務特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)とする。

(3) 履行期限 平成20年3月31日

3. 業務目的

本業務は、京都国道事務所における道路事業に係る公共用地取得等業務のうち、公共用地交渉等及びこれに関連する業務を技術者が総合的に実施することによって、京都国道事務所の

所掌する国の直轄事業に必要な土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償に関する業務の円滑な実施を図り、もって公共用地の取得の推進等を図ることを目的とする。

4. 応募要件

参加意思確認書を提出できる者は、次に掲げる要件を満たしていかなければならない。当該要件を満たしていることが確認できない場合は選定されない。

(1) 基本的要件

① 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

② 近畿地方整備局長から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(2) 技術力に関する要件

① 用地補償業務に関する法令、公共用地の取得に伴う損失補償基準及び近畿地方整備局の各種規則等に関する専門的な知識及び公共用地取得に係る用地補償業務の経験を有していること。

② 補償コンサルタント登録規程(昭和59年9月21日建設省告示第1341号。以下「登録規程」という。) 第2条第1項に規定する別表に掲げる全ての登録部門において登録を受けていること。

なお、登録規程第2条第1項に規定する別表に掲げる全ての登録部門において登録を受けていない者も、5により参加意思確認書を提出することができるが、その者が別途予定しているプロポーザル方式により技術提案書の提出を要請された場合には、技術提案書を提出するためには、その技術提案書の提出の時において、当該別表に掲げる全ての登録部門において登録を受けていかなければならない。

③ 本業務を適正に実施できる要員として、(4)③に掲げる担当技術者の要件を満たす者を1名以上、(4)④に掲げる業務従事者の要件を満たす者を2名以上有する者であること。

(3) 守秘性に関する要件

守秘義務の遵守及び違反した場合の適切な処分等について、社則等に明記していること等。

(4) 業務執行体制に関する要件

以下に掲げる全ての要件を満たす者であること。

① 近畿地方整備局管内に本店、支店又は営業所のいずれかがあること。

② 本業務の円滑な処理のため、③の担当技術者の要件を満たす者により12人月／年の、④の業務従事者の要件を満たす者により24人月／年の業務処理ができること。

③ 担当技術者の要件

下記イ、ロ、ハのすべての要件を満たしていること。

イ (社)日本補償コンサルタント協会が定める補償業務管理士研修及び検定試験実施規程(平成3年3月28日理事会決定)の第3条に掲げる7部門全ての補償業務管理士であること。

なお、参加意思確認書の提出期限までに上記の補償業務管理士ではない場合にも参加意思確認書を提出することができるが、技術提案書の提出の時において、上記の補償業務管理士であること。

ロ 公共用地取得に関する用地補償業務について10年以上の実務経験を有し、かつ5年

以上の指導監督的実務経験を有する者。なお、指導監督的実務経験には特記仕様書に示す本業務の対象事業と同程度の事業における指導監督的実務経験を含まなければならぬものとする。

ハ 応募者が法人である場合にはその役員又は使用人、応募者が個人である場合にはその者又はその使用人であること。なお、担当技術者は、参加意思確認書の提出の日において、3ヶ月以上、応募者の組織に属している者であること。

④ 業務従事者の要件

下記イ、ロのいずれもの要件を満たしていること。

イ 公共用地取得に関する用地補償業務について、7年以上の実務経験を有する者。

ロ 応募者が法人である場合にはその役員又は使用人、応募者が個人である場合にはその者又はその使用人であること。なお、業務従事者は、参加意思確認書の提出の日において、3ヶ月以上応募者の組織に属している者であること。

(5) 業務実績に関する要件

下記に示される同種業務又は類似業務について、平成13年度以降に完了した業務において、1件以上の実績を有していること。

① 同種業務

近畿地方整備局管内において、近畿地方整備局管内の国の機関、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、独立行政法人水資源機構、旧日本道路公団、旧本州四国連絡橋公団、旧阪神高速道路公団、旧水資源開発公団、近畿2府6県（4政令指定市を含む。）及び当該府県（4政令指定市を含む。）の土地開発公社が発注した道路事業、河川事業又は開渠の水路事業に係る公共用地交渉等及びこれに関連する業務を総合的に行う業務。

② 類似業務

近畿地方整備局管内において、近畿地方整備局管内の国の機関、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、独立行政法人水資源機構、旧日本道路公団、旧本州四国連絡橋公団、旧阪神高速道路公団、旧水資源開発公団、近畿2府6県（4政令指定市を含む。）及び当該府県（4政令指定市を含む。）の土地開発公社が発注した、登録規程第2条第1項に規定する別表に定める土地調査部門から事業損失部門の業務及び補償コンサルタント登録規程の施行及び運用について（平成6年6月20日付け建設省経整発第44号）の別紙7(2)に定める補償関連部門の補償説明業務

5. 手続等

(1) 担当部局

〒600-8234 京都市下京区西洞院通塩小路下る南不動堂町808

国土交通省近畿地方整備局 京都国道事務所 経理課契約指導係

TEL:075-351-3300 FAX:075-353-7079

(2) 用地補償総合技術業務説明書の交付期間、場所及び方法

① 交付期間

平成19年2月15日から平成19年3月6までの毎日（ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く。）

交付時間は9時00分から16時00分まで

- ② 交付場所：(1)に同じ。
 - ③ 交付方法：手渡しとする。
- (3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法
- ① 提出期限：平成19年3月7日16時00分
 - ② 提出場所：(1)に同じ。
 - ③ 提出方法：持参とする。

6. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。
- (3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限：平成19年3月20日 16時00分
- (4) 近畿地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成17・18年度補償コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない場合も、5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であって、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。また近畿地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成19・20年度補償コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない場合には、特定しない。
- (5) 詳細は用地補償総合技術業務説明書による。